

議案第62号

## 東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年8月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

## 東近江市火入れに関する条例の一部を改正する条例

東近江市火入れに関する条例（平成17年東近江市条例第191号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第16条第4項」を「第16条第5項」に改める。

第14条中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。

様式第1号中「㊟」を削る。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

#### 提案理由

市民等の負担軽減及び利便性の向上を図るため、行政手続における押印義務を廃止したく、本議案を提出するものである。